

筑後市に転入された方へ

市民課戸籍・住基担当窓口での転入の手続きのほか、他の窓口で取り扱う主な制度についての手続きをご案内します。
該当する方は、それぞれ手続きをお願いします。(その他のお問い合わせは0942-53-4111(代表)までお願いします。)

[R7.4.1]

	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
②	転入届		市民課 戸籍・住基担当 0942(53)4112	転入された方	住民異動届(転入)をしてください。	転出証明書、本人確認できるもの
	マイナンバーカード				継続利用の手続きをしてください。 新しい住所に書きかえます。	マイナンバーカード
				カード申請をされる方	新しい住所で申請します。	
				前住所地で カード申請をされた方	自動的に申請取り消しになります。	
	マイナンバーカード 特急申請			国外からの転入者で カード申請をされる方	窓口で顔写真を撮影し 暗証番号を決めいただきます。	本人確認できるもの
①	国民健康保険		市民課 国民健康保険担当 0942(65)7015	加入される方 (施設等に転入された方は前住所地より発行されます。)	加入の手続きをしてください。	本人確認できるもの。 社会保険等の喪失が確認できるもの。(前住所地で国保未加入の場合)
②	後期高齢者医療保険		市民課 公費医療担当 0942(65)7016	後期高齢者(75歳以上)の方もしくは65歳以上75歳未満(障害者手帳4級以上等を所持)の方で加入を希望される方	住所変更(転入)の申請をしてください。 負担区分等証明書を提出してください。 (県外からの転入者) 後日、資格確認書を送付します。	被保険者証または資格確認書 負担区分等証明書(県外からの転入者) 身体障害者手帳等(65歳以上75歳未満の方)
②	子ども医療		市民課 公費医療担当 0942(65)7016	高校生世代まで(18歳に到達した年度の3月31日まで)	転入日を含めた14日以内に申請してください。	子どもの被保険者証または資格が確認できるもの、父母の個人番号が分かるもの、父母の本人確認書類(運転免許証など)、3歳以上の子どもの申請には所得確認の同意が必要です。同意書(様式は担当窓口又はHPからダウンロードしてください)
	ひとり親家庭等医療			ひとり親家庭の父又は母及び小学生～18歳に到達した年度の3月31日までの児童、父母のいない児童(所得要件などの認定条件があります)	転入日を含めた14日以内に申請書を提出してください。	対象者の被保険者証または資格が確認できるもの、本人確認書類(他の書類については、窓口にて詳しく説明します)、子と父又は母の個人番号がわかるもの 資格認定には所得確認の同意が必要です。同意書(様式は担当窓口又はHPからダウンロードしてください)
	重度障害者医療			・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A(A1, A2) ・身体障害者手帳3級と療育手帳B(B1) ・障害年金1級で傷病名が「知的障害」もしくは「精神遅滞」 ・精神障害者保健福祉手帳1級上記のいずれかに該当する方(所得要件などの認定条件があります。)	転入日を含めた14日以内に申請書を提出してください。 (障害者施設等に転入された方は前住所地で継続されますので、前住所地で手続きをしてください。)	対象者の被保険者証または資格が確認できるもの、身体障害者手帳等の障害者であることを示すもの、本人確認書類、対象者及び同住所の方の個人番号がわかるもの 資格認定には所得確認の同意が必要です。同意書(様式は担当窓口又はHPからダウンロードしてください)
④	バイク登録		税務課 管理担当 0942(53)4113	他市町村ナンバーのバイクをお持ちの方	ナンバープレートの返却(廃車)と、筑後市での登録をしてください。 ※久留米ナンバー以外の車両(軽四輪車両、125ccを超えるバイク)をお持ちの場合は、久留米の軽自動車検査協会などで定置場所変更の手続きをお願いします。	他市町村のナンバープレート、登録するバイクの車体番号等が分かる書類(自賠責保険証など)
⑧	国民年金		福祉課 市民相談・年金担当 0942(65)7021	海外からの転入者または外国の方	第2号被保険者(会社員等)でない方は、国民年金加入の手続きをしてください。	年金番号または個人番号が分かるもの
				会社等を退職されて、国民年金への加入をされていない方	加入の手続きをしてください。	年金番号または個人番号が分かるもの 厚生年金等の喪失が確認できるもの
⑨	特別児童扶養手当		福祉課 障害者支援担当 0942(65)7022	前住所地で手当を受給されていた方	住所変更届を提出してください。	【県内からの転入】 手当証書・通帳 【県外からの転入】 手当証書・世帯全員の住民票・手帳等・通帳
	特別障害者手当 障害児福祉手当			前住所地で手当を受給されていた方	住所変更届を提出してください。	通帳・受給していたことが分かる証書等
	身体障害者手帳			手帳をお持ちの方	手帳の住所の書き換えをします。 (障害者施設等に転入された方は、前住所地で書き換えをします。)	身体障害者手帳・個人番号が分かるもの
	療育手帳					療育手帳・個人番号が分かるもの
	精神保健福祉手帳					精神保健福祉手帳・個人番号が分かるもの

	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
⑩	児童手当		児童・保育課 0942(65)7017 前住所地の 転出予定日 ()	前住地で児童手当を受給されていた方	認定請求書を提出してください。(前住地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きが必要です)	前住所地で発行された児童手当連絡票 前住所地で受給されていた方の、健康保険証、振込口座通帳をご用意ください。その他、個人番号がわかるもの・本人確認書類
	児童扶養手当			前住地で児童扶養手当を受給されていた方 新たに母(父)子家庭になられた方	住所変更届を提出して下さい。 認定請求書を提出して下さい。	前住地での児童扶養手当証書 預金通帳、賃貸契約書(借家、アパートの場合)[新規認定の場合は他にも必要書類がありますのでお尋ねください] 個人番号がわかるもの・本人確認書類
	保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設・学童保育所など			入所を希望される方 (市外施設への継続入所も含む)	入所申込書の手続きをして下さい。	就労証明書など 個人番号がわかるもの・本人確認書類
⑪	ごみ・リサイクル		かんきょう課 0942(53)4120	転入された方	転入先(行政区)でのごみの出し方及びごみ全般の分け方等の説明をいたします。 ※ごみカレンダー、地域の資源ごみ回収日程表をお渡します。ごみ分別アプリについて説明します。	
	飼い犬の登録			転入された方で、犬を飼っている方	①マイクロチップを装着していない犬の場合 前住所地での鑑札、注射済証を持参のうえ手続きをしてください。 ②マイクロチップを装着している犬の場合 環境省データベースで住所変更の手続きをしてください。市役所窓口での手続きは不要です。	①の場合 鑑札、注射済証
⑭	結婚新生活家賃支援		企画調整課 0942(53)4245	結婚し、市内の賃貸住宅に住んでいる人(他要件は添付資料をご確認ください。)	婚姻の日から一年以内に申請してください。	賃貸借契約書の写しなど
	マイホーム取得支援			築後市に転入、かつ、市内に初めて住宅を新築または中古物件を購入した人(他要件は添付資料をご確認ください。)	新築または購入(登記)後に申請してください。	対象となる住宅の登記事項証明書など
	地方創生移住支援			3大都市圏から市内に移住し、就業・起業した人(他要件は添付資料をご確認ください。)	転入後3か月以上、1年以内に申請ください。	写真付き本人確認書類の写し、移住前の住民票除票の写しなど
	若者定住促進奨学金返還支援			30歳以下で奨学金を返還中の方(他要件は添付資料をご確認ください)	転入後1年を経過して申請してください。	奨学金の返還額を証する書類の写し、就労証明書など
⑮	上下水道	上下水道課 上下水道庶務担当 0942(65)7035 下水道庶務担当 0942(65)7036		市の上下水道を使用される方	使用開始日の3日前までに開始届を提出してください。 ただし、井戸戸水のみの住宅で下水道を使用される場合は、窓口又は郵送で下水道の開始届の提出をしてください。	
⑯	介護保険	高齢者支援課 介護保険担当 0942(53)4115	前住所地で介護保険の認定を受けている人	①「住所地特例施設」に転入される方 後日、新住所を記載した保険証等が前住所地から発行されます。		
				②「住所地特例施設」以外に住所を定められた方 転入日から14日以内に介護認定を継続するための申請を行ってください。		マイナンバーカード
㉔	市営住宅	都市対策課 市営住宅担当 0942(65)7029	入居している人と同居される方	市営住宅同居承認申請書を提出してください。	入居者との続柄が分かる書類 同居される方の収入を証明する書類 個人番号がわかるもの 住民票	
㉕	公立小中学校	学校教育課 学事担当 0942(65)7038	公立小中学校へ通学される方	学校区を指定し、転校の手続きについて説明します。(学期末まで元の学校への通学手続きをされている方も含む。)	住民異動届の写し (市民課でお渡します)	
		学校教育課 学校給食担当 0942(65)7038				
㉖	図書館	図書館 図書館担当 0942(51)7200	市の図書館を利用され、図書資料を借りられる方	図書館利用カードを作成します。		
㉗	母子健康手帳 予防接種 乳幼児健診 妊婦のための支援給付	こども家庭サポート センター 子育て世代包括支援担当 0942(48)1968	妊婦	妊婦健康診査補助券(14回分) 妊婦歯科健康診査補助券(1回分) 新生児聴覚検査補助券(1回分) 産婦健康診査補助券(2回分) を交付します。	前住所地で交付された母子健康手帳、妊婦健康診査等補助券	
			就学前の方	接種歴を確認して、未接種分の予診票を交付します。	前住所地で交付された母子健康手帳	
			4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児	対象者には、該当月に案内を通知します。転入届出日より1か月以内の健診についてには、窓口にて案内します。		
			・妊婦 ・出産後2年以内の母	前住所地で給付金を受給していない方は、保健師等との面談後に申請書等を提出してください。		